

令和2年（ワ）第32232号 国家賠償請求事件

原告 株式会社Bot Express

被告 国

証拠説明書（甲28～甲42）

令和3年（2021年）12月27日

東京地方裁判所 民事第44部 御中

原告訴訟代理人弁護士 水野 泰 孝



同 加藤 由利子



頭書事件に係る各証拠について、下記のとおり説明いたします。

記

号証	標 目	原 本 ・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
甲 28 の 1	「住民基本台帳の 一部の写しの閲覧 並びに住民票の写 し等及び除票の写 し等の交付に關す る省令の一部を改 正する省令（案） に対する意見募 集」と題するペー ジ	写し	R3. 8. 20	総務省	総務省は、令和3年8月20日、 「住民基本台帳の一部の写しの閱 覧並びに住民票の写し等及び除票 の写し等の交付に関する省令の一 部を改正する省令（案）をとりま とめました。」などとして、「住民 基本台帳の一部の写しの閲覧並び に住民票の写し等及び除票の写し 等の交付に関する省令」の改正案 について、同月23日から令和3年 9月21日までの間、意見募集（パ ブリックコメント）を行うことを 発表したこと、及び、当該改正案

号証	標 目	原 本・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
					の内容 【備考】 本書証は、総務省のサイト内の下記ページを原告訴訟代理人弁護士がプリントアウトしたものである。 https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei02_02000234.html
甲 28 の 2	省令の改正案	写し	R3. 8. 20	総務省	同上 【備考】 本書証は、甲 28 の 1 のページにおいて、「案文（別紙 1）」としてリンクが貼られている下記のリンク先を原告訴訟代理人弁護士がプリントアウトしたものである。 https://www.soumu.go.jp/main_content/000764456.pdf
甲 28 の 3	意見公募要領	写し	R3. 8. 20	総務省	同上 【備考】 本書証は、甲 28 の 1 のページにおいて、「意見公募要領（別紙 2）」としてリンクが貼られている下記のリンク先を原告訴訟代理人弁護士がプリントアウトしたものである。 https://www.soumu.go.jp/main_content/000764457.pdf
甲 29	「総務省による 「住民基本台帳の 一部の写しの閲覧 並びに住民票の写 し等及び除票の写 し等の交付に関す	写し	R3. 9. 10 (プリント アウト日： R3. 12. 26)	渋谷区 (プリント アウト：原 告訴訟代理 人弁護士)	本件パブコメを受け、渋谷区は令和 3 年 9 月 10 日に本件省令改正に反対する旨の意見を表明した事実及びその内容 【備考】 本書証は、渋谷区のサイト内の次

号証	標 目	原 本・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
	る省令の一部を改正する省令（案）について」と題するプレスリリース				のページを原告訴訟代理人弁護士がプリントアウトしたものである。 https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kusei/koho/hodo/message210910.html
甲 30	「住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令の一部を改正する省令（案）に対する意見募集の結果」と題する資料	写し	R3. 9. 29	被告	本件パブコメにおいて提出された意見及びこれに対する総務省の考え方 【備考】 本書証は、被告が運営する「e-GOV」のサイト内における本件パブコメに係るページ内における「回答」としてリンクの貼られている次のPDF データを原告訴訟代理人弁護士がプリントアウトしたものである。 https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000225186
甲 31	「LINE による住民票の写しの交付」と題するページ	写し	R3. 10. 5 (プリントアウト日：R3. 12. 26)	渋谷区 (プリントアウト：原告訴訟代理人弁護士)	渋谷区は、本件省令改正を受けて本サービスを用いたオンラインによる住民票の写しの交付請求の受付を「当面の間休止」していること 【備考】 本書証は、渋谷区のサイト内の次のページを原告訴訟代理人弁護士がプリントアウトしたものである。 https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kurashi/jumin/linejumin.html

号証	標 目	原 本・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
甲 32 の 1	「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」開催要綱	写し	R3. 5	デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会	「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」（本検討会）の趣旨等
甲 32 の 2	「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」構成員名簿	写し	R3. 5	同上	本検討会の構成員
甲 33 の 1	「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会（第 1 回）出席者名簿」	写し	R3. 6. 1 (開催日)	同上	本検討会における議論状況及びその内容
甲 33 の 2	「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会（第 1 回）議事概要」	写し	同上	同上	同上
甲 34 の 1	「実務者部会 出席者名簿」（第 1 回）	写し	R3. 6. 30 (開催日)	同上	同上
甲 34 の 2	「実務者部会 議事概要」（第 1 回）	写し	同上	同上	同上
甲 35 の 1	「有識者部会 出席者名簿」（第 1 回）	写し	R3. 7. 19 (開催日)	同上	同上
甲 35 の 2	「有識者部会 議事概要」（第 1 回）	写し	同上	同上	同上

号証	標 目	原 本・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
甲 36 の 1	「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会（第2回）出席者名簿」	写し	R3. 9. 2 （開催日）	同上	同上
甲 36 の 2	「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会（第2回）議事概要」	写し	同上	同上	同上
甲 37	「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会 中間整理」	写し	R3. 9. 28	同上	同上
甲 38 の 1	「実務者部会 出席者名簿」（第2回）	写し	R3. 10. 8 （開催日）	同上	同上
甲 38 の 2	「実務者部会 議事概要」（第2回）	写し	同上	同上	同上
甲 39 の 1	「有識者部会 出席者名簿」（第2回）	写し	R3. 11. 4 （開催日）	同上	同上
甲 39 の 2	「有識者部会 議事概要」（第2回）	写し	同上	同上	同上
甲 39 の 3	「デジタル技術を活用した届出のあり方について」と題する資料	写し	同上	総務省自治 行政局	同上

号証	標 目	原 本 ・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
甲 40 の 1	「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会（第3回）出席者名簿」	写し	R3. 12. 6 （開催日）	デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会	同上
甲 40 の 2	「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会（第3回）議事概要」	写し	同上	同上	同上
甲 41 の 1	「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」	写し	H31. 2. 25	国（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議）	行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関する国の基本的な考え方
甲 41 の 2	「行政手続のオンライン化に当たっての本人確認の考え方」と題する事務連絡文書	写し	R2. 11. 16	内閣府規制改革推進室，内閣官房IT 総合戦略室，内閣官房行政改革推進本部事務局	同上 【備考】 本事務連絡文書は、甲 41 の 1 の本ガイドラインを補完するものとの位置付けである（1 頁）。
甲 42	「LINE CLOVA」と題する資料	写し	R2. 11	LINE 株式会社	LINE 株式会社が用意する eKYC の仕様の概要等

以 上